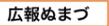


所得税と市県民税の申告を受け付けます
申告会場をお間違いのないように、ご注意ください

お問い合わせは
各電話番号へ

申告に必要なものは 〇〇市民税課 ☎ 055-934-4736 〇〇沼津税務署 ☎ 055-922-1560

- 印鑑(認め印)、金融機関等の口座番号がわかるもの
- 収入や必要経費を集計した書類(源泉徴収票、収支内訳書など)
- 各種控除を証明できる書類(国民健康保険料・介護保険料・社会保険料・寄附金の領収書や、生命保険料・小規模企業共済等掛金・国民年金保険料・地震保険料などの控除証明書、医療費の明細書または領収書)
※税務署から確定申告用紙や「確定申告のお知らせ」はがきが送られてきた人、前年分の申告の控えをお持ちの人は、それらを申告会場へお持ち下さい。
※国民年金保険料の控除の申告は、日本年金機構から送付された証明書が必要です。 〇〇沼津年金事務所 ☎ 055-921-2201 (音声案内2番)
- マイナンバーカードまたは通知カード及び身分証明書(運転免許証など)
※税に関するマイナンバー制度についての詳細は、国税庁ホームページ(ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/>)または市ホームページをご覧ください。 

税務署からのお知らせ 〇〇沼津税務署 ☎ 055-922-1560

- ◆国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」が便利です。
確定申告会場では、混雑のため長時間お待ち頂く場合があります。確定申告書の作成にご活用下さい。
ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/>
- ◆所得税確定申告書等は下記でも提出できます。
- 土・日曜日・・・沼津税務署玄関前の「時間外文書受付箱」をご利用下さい。
- 郵送による受け付け・・・沼津税務署(〒410-8686 米山町3-30)へ郵送して下さい。
- e-Tax(電子申告)によりインターネットで・・・確定申告期間中は24時間受け付けを行っています。

- e-Taxでの申告には、事前にマイナンバーカード等の電子証明書とICカードリーダライタが必要です。
- タブレット端末・スマホからはe-Taxを利用することができませんが、コンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)を利用して申告書等の印刷ができます。
- 国税庁のホームページでは、確定申告書等作成コーナーの操作マニュアルのほか、申告書等作成の際に役立つ情報を掲載しています。

税理士による無料税務相談をご利用下さい

税理士の代理送信による申告書提出の手続きを受け付けます。
とき 2月5日(月)～15日(木)、9時30分～12時、13時～16時(土・日曜日、祝・休日は除く)
ところ 沼津市商工会館(原1200-1)
※当日、直接会場へどうぞ。
※会場の混雑の状況により受け付けを早めに終了する場合があります。
※譲渡・山林所得、贈与税及び相続税の相談は受け付けません。

年金受給者のための申告書作成指導を行います

年金を受給しており確定申告を行う必要がある人のための、申告書の書き方等の相談受け付けや作成指導です。
とき 2月14日(木)・15日(木)、9時～17時(受け付けは16時まで)
ところ プラサ ヴェルデ 2階市民ギャラリー
※当日、直接会場へどうぞ。



- ◆申告書の作成にあたり、不明な点がありましたらお電話でお問い合わせ下さい。
- 申告書の内容について、☎ 055-922-1560(電話相談センター)、音声案内に従い「0」を選択して下さい。
※3月15日(木)まで利用できます(土・日曜日、祝・休日を除く)。
- 確定申告書作成コーナーについて、☎ 0570-01-5901(e-Tax・作成コーナーヘルプデスク)
※受け付けは月～金曜日(祝・休日を除く)9時～17時、確定申告期間中は原則月～金曜日、9時～20時です。

ご確認ください！医療費控除について変更がありました。 〇〇沼津税務署 ☎ 055-922-1560

- ◆領収書の提出が不要になりました。
平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。
- 医療費の領収書は自宅で5年間保管する必要があります。
- 平成29年分～平成31年分の確定申告については、医療費の領収書の添付または提示による申告もできます。

◆セルフメディケーション税制が創設されました。

健康の維持増進と疾病予防の一定の取り組みを行っていた場合、その年にスイッチOTC医薬品を購入した額が12,000円を超えると、88,000円を上限として医療費控除ができるようになりました。

一定の取り組み 目印はこちら

- 特定健康診査
- 予防接種
- 定期健康診断
- 健康診査
- がん検診



所得税の確定申告 〇〇沼津税務署 ☎ 055-922-1560

申告会場 プラサ ヴェルデ 2階市民ギャラリー
受付期間 2月16日(金)～3月15日(木)
※土・日曜日は除きます。
時間 9時～17時(受け付けは16時まで)



※上記期間は、沼津税務署内では申告書の作成指導は行っていません。
※会場の混雑の状況により受け付けを早めに終了する場合があります。
※駐車料金は30分ごとに50円(申告会場で割引処理を受けた場合)です。

■申告が必要な人は？

- ◆事業をしている人や不動産収入のある人、土地や建物などを売った人で、平成29年分の所得合計が、基礎控除、配偶者控除などの所得控除の合計額を超える人
- ◆給与所得者で、次のいずれかに該当する人
 - ①給与の年間収入が2,000万円を超える人
 - ②2カ所以上から給与を受けている人
 - ③給与所得以外の所得が20万円を超える人
- ◆公的年金等の収入がある人
※公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません(市県民税の申告は必要な場合があります)。ただし、このような場合であっても所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。
- ◆給与所得者などで、給与等から源泉徴収税額がある人は、所得控除の追加などの申告をすると所得税の一部が還ってくる場合があります。
※詳細は、沼津税務署へお問い合わせ頂くか、国税庁ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/>

市県民税の申告 〇〇市民税課 ☎ 055-934-4736

申告会場 沼津市役所 1階多目的スペース
受付期間 2月16日(金)～3月15日(木)
※土・日曜日は除きます。
時間 9時～17時

※上記期間は、市民税課窓口では申告を受け付けていません。

■申告が必要な人は？

- ◆平成30年1月1日現在、市内に居住し次のいずれかに該当する人
 - ①市役所から申告書が送られてきた人で、所得税がかからない人
 - ②平成29年分の課税所得があるが、確定申告の必要がない人(給与所得以外の所得が20万円以下の人など)
 - ③平成29年分の課税所得はないが、所得証明や非課税証明等を必要とする人
 - ④国民健康保険に加入している人で、年末調整や確定申告をしていない人
- ※税務署に確定申告をした人や平成29年分の所得が給与所得だけで、年末調整の済んでいる人は、申告の必要がありません。
- ※確定申告が不要でも、扶養親族等の追加をする人は市県民税の申告が必要です。



ふるさと納税をし、ワンストップ特例の適用を申請しても、確定申告をした場合には適用除外となります。確定申告書の寄附金控除欄と二表にふるさと納税の金額及び寄附先を記入して下さい。